

議案第35号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア～ソ 略

タ 一般財団法人救急振興財団

チ 一般財団法人自治体衛星通信機構

ツ 略

テ 一般財団法人地域活性化センター

ト 一般財団法人地域総合整備財団

ナ 一般財団法人地域創造

ニ 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

ヌ 略

(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア～ソ 略

タ 略

チ 略

ネ 略

(2)～(7) 略

2・3 略

ヅ 略

(2)～(7) 略

2・3 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。